

令和7年度 自己点検評価報告書

令和8年2月

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

領域1 法科大学院の教育活動等の現況

基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

以下分析項目1-1-1記載の現況は、「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に関する申合せ」(第86回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議(令和6年11月20日)決定。以下「申合せ」という。)3条(1)の基準を満たしている。

分析項目1-1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻(以下「当専攻」という。)の教育の理念、目標、達成しようとする人材像については、当専攻ウェブサイト(根拠資料1-1-1-2)を通じ公表しているとおり。

根拠資料1-1-1-1:人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に関する申合せ(第86回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議決定)

根拠資料1-1-1-2: <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/11/ca0f0c406ba359bf3ec4bf98fe029e20.pdf> (当専攻ウェブサイト>基本理念>筑波大学法科大学院 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)

基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

以下1-2-1から1-2-5までの各分析項目記載の現況は、申合せ3条(8)および(9)のうち上記各分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目1-2-1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼担及び兼任教員を配置していること

令和7年度現在における当専攻の専任教員14名のうち7名が教授、4名が准教授、1名が助教、2名が客員教授(みなし専任)である(根拠資料1-2-1-1)。兼担教員は4名(根拠資料1-2-1-2)、兼任教員(本学の学内用語でいうところの「非常勤講師」)は38名である(根拠資料1-2-1-3)。

専任教員の年齢構成は、30代が1名、40代が3名、50代が7名、60代が3名である。専任教員のうち女性は4名(28.6%)である。

専任教員のうち以下各分野の担当者は、憲法1名、行政法1名、刑法2名、刑事訴訟法1

名、民法2名、商法1名、民事訴訟法1名、民事訴訟実務3名、刑事訴訟実務1名である。

本学所属の専任教員および兼任教員のうち研究者教員については、教育上の実績・研究上の実績があること、実務家教員については実務上の専門的能力があることは、根拠資料1-2-1-1のウェブページのリンク先である「研究者総覧」から確認できる。

非常勤教員の任用にあたっては、候補者全員に委嘱依頼調書・履歴書・業績目録（以上に加え実務家に対しては非常勤講師候補者選考理由書）の提出を求め、科目担当能力を判断する際の資料としている。

当専攻開設科目を担当するすべての（専任のみならず兼担および兼任をも含む）教員に対して科目分野ごとに求められる知識、能力および実績に関する判断基準等については「法曹専攻担当教員認定に関する申し合わせ」の定めるところによる。

根拠資料1-2-1-1：<https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/sennin/>（当専攻ウェブサイト＞教員紹介＞専任教員）

根拠資料1-2-1-2：<https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/kentan/>（当専攻ウェブサイト＞教員紹介＞兼任教員）

根拠資料1-2-1-3：<https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/hijokin/>（当専攻ウェブサイト＞教員紹介＞非常勤教員）

根拠資料1-2-1-4：委嘱依頼調書・履歴書・業績目録・非常勤講師候補者選考理由書の各様式

根拠資料1-2-1-5：「法曹専攻担当教員認定に関する申し合わせ」（第86回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議資料1 [26頁]）

分析項目1-2-2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

当専攻の運営に関する重要事項を審議する組織として、「人文社会ビジネス科学学術院運営委員会」（以下「学術院運営委員会」という。）からの付託を受けた事項を審議する「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議」（以下「法曹専攻教育会議」という。）および教員人事等につき検討する「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教員会議」（以下「法曹専攻教員会議」という。）が置かれている。法曹専攻教育会議および法曹専攻教員会議は当専攻専任教員により構成される。なお、法曹専攻教員会議の決定は、「ビジネスサイエンス系人事委員会」（以下「人事委員会」という。）に発議の上、審議される。法曹専攻教育会議は原則として月例開催（年間で全12回）であるが、入試結果判定等の必要に応じ臨時開催される場合もある。当専攻の長として、法曹専攻長が置かれている。教務・入試・施設・学生の各委員会をはじめとする各種委員会の構成、所掌事項、開催頻度については根拠資料1-2-2-8の各規程による。

根拠資料 1-2-2-1 : 人文社会ビジネス科学学術院運営委員会細則
根拠資料 1-2-2-2 : ビジネスサイエンス系人事委員会細則
根拠資料 1-2-2-3 : 法曹専攻教育会議細則
根拠資料 1-2-2-4 : 法曹専攻教員会議に関する申し合わせ
根拠資料 1-2-2-5 : 専攻長候補となるべき適任者選出に関する内規
根拠資料 1-2-2-6 : 学術院運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について
根拠資料 1-2-2-7 : 人文社会ビジネス科学学術院運営委員会の審議事項の付託に関する申合せ
根拠資料 1-2-2-8 : 筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻 FD 会議規程／筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻運営委員会規程／筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教務委員会規程／筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻入試委員会規程／筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻学生委員会規程／筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻施設委員会規程／筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻広報・修了生委員会規程／筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育プログラム検討委員会規程（第 86 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議資料 1 [10~25 頁]）

分析項目 1-2-3 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること

法曹専攻長が予算措置を求めて直接大学本部に要求する機会の例として、直近では以下がある。このうち根拠資料 1-2-3-1 の照会に対しては、当専攻からは司法試験の答案作成につき CBT 化が予定されていることに対応した学内措置に必要な経費の配分を法曹専攻長から申請したところ根拠資料 1-2-3-2 のとおりの配分を得た。

根拠資料 1-2-3-1 : 件名：【依頼・12/9 期限】令和 7 年度学内予算要求に係る調書の提出について 日付：2024-11-14 15:01 発信者：社会人大学院等支援室（会計担当）宛先：法曹専攻長等

根拠資料 1-2-3-2 : 2025 年度 予算配分及び内訳

根拠資料 1-2-3-3 : 5 月 22 日 期限／令和 8 年度概算要求関係資料の提出について 日付：2025-05-20 12:15 【機密性 3 : 関係者限り】43 43 発信者：社会人大学院等支援室（会計担当）宛先：法曹専攻長等

分析項目 1-2-4 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること

当専攻を含め本学東京地区の教育部局の管理運営を行うための事務組織として、社会人

大学院等支援室が設置され、主幹（教務担当）、法科大学院教務係長、教務係主任が各1名、一般職員2名が配置されている。また、法曹専攻事務室には窓口対応等を担当する職員として、事務補佐員2名が配置されている。なお現時点では主幹（教務担当）が法科大学院教務係長を兼務している。

分析項目1-2-5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメントを、法曹専攻専任教員全員が所属する上位組織であるビジネスサイエンス系として実施している。本年度は、公的研究費に関する監査への対応（根拠資料1-2-5-1）、教育研究費の不正防止に向けたコンプライアンス教育及び啓発活動（根拠資料1-2-5-2）等を実施した。例年の全学調査（直近は令和7年5月19日付）におけるビジネスサイエンス系のINFOSS情報倫理研修及び研究倫理e-learning[eL CoRE]（またはAPRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)）の受講率は100%である（根拠資料1-2-5-3）。上記以外のスタッフ・ディベロップメント活動および参加人数は根拠資料1-2-5-4記載の通り。

根拠資料1-2-5-1：第155回ビジネスサイエンス系運営委員会（令和7年10月22日）資料11

根拠資料1-2-5-2：第158回ビジネスサイエンス系運営委員会（令和8年1月28日）資料8および資料9

根拠資料1-2-5-3：第152回ビジネスサイエンス系運営委員会（令和7年6月25日）資料7 [52頁のみ]

根拠資料1-2-5-4：SD・FDへの参加状況一覧

基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

以下分析項目1-3-1記載の現況は、申合せ3条(9)のうち上記分析項目に対応する基準を満たしている。なお令和7年度現在、当専攻は法曹養成連携協定を締結していないため、分析項目1-3-2についての自己点検評価は行わない。

分析項目1-3-1 法令により公表が求められている事項を公表していること

法令により公表が求められている事項については、当専攻ウェブサイトにて公表している。

根拠資料1-3-1-1：当専攻ウェブサイト（<https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/>）

分析項目 1-3-2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

令和 7 年度現在、当専攻は法曹養成連携協定を締結していない。

領域2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準2-1 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

以下2-1-1および2-1-2の各分析項目記載の現況は、申合せ3条(9)のうち上記各分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目2-1-1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

申合せに規定されているとおり。

根拠資料1-1-1-1：人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に関する申合せ（再掲）

分析項目2-1-2 教育課程連携協議会が設けられていること

根拠資料2-1-2-1により人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育課程連携協議会が設置され、毎年度1回会議が開催されている。

根拠資料2-1-2-1：人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育課程連携協議会に関する内規

基準2-2 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

以下2-2-1から2-2-3までの各分析項目記載の現況は、申合せ3条(5)(9)および(13)のうち上記各分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目2-2-1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

申合せ3条に定めるとおり。

根拠資料1-1-1-1：人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に関する申合せ（再掲）

分析項目 2-2-2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

根拠資料 2-2-2-1 および本報告書記載のとおり。

根拠資料 2-2-2-1 : 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の令和 7 年度実績に係る報告書（第 109 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和 7 年 12 月 3 日）資料 7）

分析項目 2-2-3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

FD 委員会において、令和 6 年度の共通到達度確認試験（令和 7 年 1 月実施）の結果につき分析した結果、3 科目すべてについて全国平均を下回っており、令和 5 年度と比較しても、未修 1 年生の理解が低調であったと評価せざるを得なかった。他方で、共通到達度確認試験の得点と関係する当専攻開設科目の成績（GPA）との相関性があるとは言い難い状況（相関係数は憲法：0.589、刑法：0.669、民法：0.212）にあり、それだけに、択一試験に特化した勉強を未修生それぞれが励行し、あるいは、担当教員が基本的な知識の定着を促す方向で講義を実施（小テストないし期末テストにおいて短答式を導入する等）する必要のあることが確認された。

基準 2-3 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

以下 2-3-1 から 2-3-3 までの各分析項目記載の現況は、申合せ 3 条(11)のうち上記各分析項目に対応する基準を満たしているものの、分析項目 2-3-1 記載の、特に令和 7 年度の厳しい状況については早急かつ実効的な対応が必要である。

分析項目 2-3-1 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

令和 3 年司法試験の合格率は、31.67%（全体）、47.37%（既修）、24.39%（未修）である。全法科大学院平均合格率は、34.62%（全体）、45.45%（既修）、18.17%（未修）となっており、既修と未修は平均を下回っていない。全体は平均を下回っているが、2分の1は超えている。

令和 4 年司法試験の合格率は、32.27%（全体）、35.29%（既修）、31.58%（未修）である。全法科大学院平均合格率は、37.65%（全体）、47.71%（既修）、21.35%（未修）となっており、未修は平均を下回っていない。全体と既修は平均を下回っているが、2分の1は超えている。

令和5年司法試験の合格率は、33.34%（全体）、72.22%（既修）、12.12%（未修）である。全法科大学院平均合格率は、40.67%（全体）、49.70%（既修）、19.36%（未修）となっており、既修は平均を下回っていない。全体と未修は平均を下回っているが、2分の1は超えている。

令和6年司法試験の合格率は、23.33%（全体）、37.5%（既修）、18.18%（未修）である。全法科大学院平均合格率は、34.84%（全体）、42.83%（既修）、16.65%（未修）となっており、未修は平均を下回っていない。全体と既修は平均を下回っているが、2分の1は超えている。令和6年度加算プログラムで設定した目標値は、16.3%（全体）、26.80%（未修）であり、全体は上回っているが、未修は上回っていない。

令和7年司法試験の合格率は、17.65%（全体）、45%（既修）、6.25%（未修）である。全法科大学院平均合格率は、34.26%（全体）、41.75%（既修）、17.79%（未修）となっており、既修は平均を下回っていない。全体と未修は平均を下回っており、全体は2分の1を超えているが、未修は超えていない。令和7年度加算プログラムで設定した目標値は、17%（全体）、28%（未修）であり、全体は上回っているが、未修は上回っていない。

分析項目2-3-2 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

修了者の進路等の状況は、司法試験合格者のうちの大部分は合格年度又は翌年度に司法修習に行き、弁護士を中心とした法曹として活動しており、その他の者も、公認会計士、弁理士といった専門職や企業の法務部員といった現職を継続する中で、法科大学院で学んだ知識、能力を生かしている。

本学を修了し、司法試験合格を果たした者が社会人としてどのようにすでに獲得した知識・経験・技能と法曹専攻で学んだ法知識とをともに活用しているかを把握するために、合格してから数年経過した修了生に個別にインタビューを行っている。この内容は、本学ウェブサイトで「活躍する修了生」という欄を設け、本人の承諾を得た上で公開もしている（根拠資料2-3-2-1）。

また、本学を修了した合格者がスムーズに司法修習を行えるようにするための支援を行っている。例えば、令和5年度の司法試験に合格して令和6年3月から77期の司法修習を開始予定の修了生らに対し、春季休業中に司法修習開始に当たっての刑事および民事の司法修習導入ゼミを開催し、さら令和6年度の集合修習開始前の同年10月には、司法修習中の上記司法修習生らに対して、要件事実論全般の総復習ゼミを実施し、スムーズな集合修習開始のための支援を行うとともに、就職相談にも適宜応じる支援を行った。これらの修了生支援策は、76期およびそれ以前の司法修習生であった修了生らにも実施しており、この支援を受けた修了生は法曹実務家として活躍しているとともに、その内から専攻のチューターとなった者は後進の指導に携わっている。

根拠資料 2-3-2-1 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/data1/graduates-msg/> (当専攻ウェブサイト>活躍する修了生)

分析項目 2-3-3 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

「修了生アドバイザーボード」という大学に対する改善点を修了生に話してもらう会を毎年実施し(毎回5~6名程度の修了生が参加)、授業や教材、社会人大学院生特有の課題、学校の施設等について意見を出してもらう機会を設けている。また、本学を修了した合格者を対象とした座談会も、毎年行っており、本学ウェブサイトで公表している(根拠資料 2-3-3-1)。

これら2つの会で出された大学が改善すべき点を共有・検討し、実現可能なところについてはそのように取り組んでいる(例えば、学生がいつでも自由に予約なしで自主ゼミ等に使え場所が欲しいという要望を受け、設置した)。このようなフィードバックを通じて、リーガルマインドを備え、法的な紛争事案を実務的に処理、解決するための高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備え、また、社会状況の変遷に伴って現れる先端的な法律問題にも適切に対応しうる能力を有するという、法曹専攻の目的に即した人材養成がなされるよう取組を行なっている。

根拠資料 2-3-3-1 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/data1/message/reiwa06/> (当専攻ウェブサイト>本専攻修了者による令和6年度司法試験合格者座談会)

基準2-4 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

以下2-4-1の分析項目記載の現況は、申合せ3条(9)のうち上記各分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目 2-4-1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

令和7年度自己点検評価書案の作成に当たっては、先の教育課程連携協議会および法科大学院認証評価結果報告書における指摘への対応状況につき必ず言及するよう、自己点検評価委員長から各委員長に対し指示がなされた(根拠資料2-2-1-1)。さらに、各委員長から提出された文案の修正につき、自己点検評価委員長から各委員長に対し勧告がなされた(根拠資料2-4-1-2)。その上で、各委員長からの加除修正を反映した文案が第114回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議(令和8年2月18日)に上程され

た（根拠資料2-4-1-3）。

根拠資料2-4-1-1：第97回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和7年5月7日）資料14

根拠資料2-4-1-2：第112回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和8年1月7日）議事要旨

根拠資料2-4-1-3：第114回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和8年2月18日）次第および資料15

基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

以下2-5-1から2-5-4までの各分析項目記載の現況は、申合せ3条(5)、(7)および(8)のうち上記各分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目2-5-1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

当専攻専任教員の任用および昇任の要件については根拠資料2-5-1-1および2-5-2-2において定められている。新規採用教員を含め、当専攻開設科目を担当する全ての教員の教育上の能力については根拠資料1-2-1-4の定めるところによる。

なお令和7年度においては、当専攻の専任教員の人事は、新規採用・昇任とも行っていない。

根拠資料2-5-1-1：ビジネスサイエンス系人事委員会細則・ビジネスサイエンス系教員選考審査基準

根拠資料2-5-1-2：法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）

根拠資料1-2-1-5：法曹専攻担当教員認定に関する申し合わせ（再掲）

分析項目2-5-2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

当専攻の専任教員の各年度の業績評価については、根拠資料2-5-2-1から2-5-2-4の各規定による。評価結果に対する不服申出手続については根拠資料2-5-2-2に規定されている。

根拠資料2-5-2-1：国立大学法人筑波大学大学教員業績評価規程

根拠資料 2-5-2-2 : 大学教員業績評価に係る申合せ

根拠資料 2-5-2-3 : ビジネスサイエンス系における大学教員業績評価の方針

根拠資料 2-5-2-4 : ビジネスサイエンス系大学教員業績評価の実施に係る評価委員会細則

分析項目 2-5-3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) を組織的に実施していること

教育成果の分析として録画配信科目と対面・同時オンライン科目の平均 GPA 比較、録画の視聴による授業の相互参観等の取組を、授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) の一環として組織的に実施している。

令和 6 年度および同 7 年度 (2026 年 1 月 7 日時点) それぞれにおける FD 会議議事録 (令和 6 年度 : 全 6 回、同 7 年度 : 6 回) および当該両年度に実施され (各専任教員が提出した) 授業参観報告書を踏まえると、専任教員の教育方法等について研究・研修が行われていること、及び、各 FD 会議についてほぼ等しく高い出席率ないし提出率であることが確認された。

根拠資料 1-2-2-8 : 筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻 FD 会議規程 (再掲)

分析項目 2-5-4 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

法科大学院の教育を支援又は補助する者として、根拠資料 2-5-4-1 に基づきチューター制度が導入されており、授業内容の理解の定着や基礎知識の補充を目的としたチューターゼミが実施されている。チューターゼミの各回実施後には実施報告の提出を求めることで授業との連携を図ることや、チューターゼミの質の担保を図るため、チューター全体会議を実施し意見交換の場が確保されている。チューターは本学の非常勤講師として任用されるため、分析項目 1-2-1 記載の非常勤講師任用手続がとられる。

根拠資料 2-5-4-1 : チューター制度実施要領

根拠資料 2-5-4-2 : 法曹専攻チューター実施報告フォーム

根拠資料 2-5-4-3 : チューター全体会議 (2025 年 12 月 3 日開催) 議事録

基準 2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

令和 7 年度現在、当専攻は法曹養成連携協定を締結していないため、以下分析項目 2-

6-1 についての自己点検評価は行わない。

分析項目 2-6-1 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること

令和7年度現在、当専攻は法曹養成連携協定を締結していない。

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

以下3-1-1の分析項目記載の現況は、申合せ3条(2)のうち上記分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目3-1-1 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

当専攻の学位授与方針については、根拠資料1-1-1-2（再掲）に公表されており。

根拠資料1-1-1-2：<https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/11/ca0f0c406ba359bf3ec4bf98fe029e20.pdf>（当専攻ウェブサイト>基本理念>筑波大学法科大学院 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）（再掲）

基準3-2 育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

以下3-2-1および3-2-2の分析項目記載の現況は、申合せ3条(2)のうち上記分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目3-2-1 ①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること

学修成果の評価方針・方法がカリキュラムポリシーに定められていることを確認している。授業の内容および方法等は、大学設置基準等各設置基準、とりわけ専門職大学院設置基準第8条、第10条第1項、第20条の5の規定を満たしている（根拠資料3-2-1-1、3-2-2-2）。また、それらが学生に対して明示されている（根拠資料1-1-1-1（再掲）、根拠資料3-2-1-3、根拠資料3-2-1-4）。

根拠資料3-2-1-1：筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針

根拠資料3-2-1-2：人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ

根拠資料1-1-1-1：人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に

関する申合せ（再掲）

根拠資料 3-2-1-3：2025 年度「履修ガイド」

根拠資料 3-2-1-4：<https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/>（当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム）

分析項目 3-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

カリキュラムポリシーの内容が、ディプロマポリシーで定められた学識・能力・素養を学生が獲得できるものであることを確認している。

教育課程の編成および開設授業科目が、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーに即したものとなっていることを確認している。

根拠資料 3-2-1-1：筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針（再掲）

根拠資料 3-2-1-2：人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ（再掲）

基準 3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

以下 3-3-1 から 3-3-7 までの分析項目記載の現況は、申合せ 3 条(2)のうち上記分析項目に対応する各基準を満たしている。

分析項目 3-3-1 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること

法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること、法律基本科目のうちで終了要件単位数に含まれる科目の単位数が修了要件単位数の 3 分の 2 以下であることを確認している。

当専攻の修了所要総単位数は 93 単位以上である。修了所要総単位数の内訳は、以下のとおり、修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されており、また、学位授与方針および教育課程方針に則している。

(1) 法律基本科目群の実定法基礎科目にある必修科目 38 単位（法学既修者は、このうち 1 年次配当科目の 30 単位を修得したものとみなされる。）および実定法発展科目にある必修

科目 24 単位はすべて履修

- (2) ・法律実務基礎科目群の法務基礎科目にある必修科目 3 単位はすべて履修
 - ・法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目 6 単位はすべて履修
 - ・法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目 (2 単位) のうちから 1 単位以上を履修
 - ・法律実務基礎科目群の法務臨床科目にある選択必修科目 (5 単位) のうちから 4 単位以上を履修
- (3) 基礎法学・隣接科目群にある選択必修科目 (17 単位, うち他の法科大学院との互換科目 10 単位を含む。) のうちから 4 単位以上を履修
- (4) 展開・先端科目群にある選択必修科目 (71 単位, うち他の法科大学院との互換科目 12 単位および本学法学学位プログラムとの互換科目 12 単位を含む。) のうちから 13 単位以上を履修

根拠資料 3-2-1-1 : 筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針 (再掲)

根拠資料 3-2-1-2 : 人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ (再掲)

根拠資料 3-2-1-3 : 2025 年度「履修ガイド」(再掲)

根拠資料 3-2-1-4 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/> (当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム) (再掲)

分析項目 3-3-2 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること

カリキュラム編成上の基本方針として、法曹専攻が想定する主たる学生像が法学未修の有職社会人であることに鑑み、法律基本科目群について基礎科目・応用科目(演習)・応用科目(総合演習)といった三段階の科目体系を採用しており、この順序での履修がなされるように教育課程が編成されていることを、年次ごとの科目配置方針に照らして確認している。演習形式の授業においては法曹として実務に必要な思考力、分析力、(討議、文章表現の両面における)表現力の涵養に努めていることを、シラバスチェック等によって確認している。

根拠資料 3-2-1-1 : 筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針 (再掲)

根拠資料 3-2-1-2 : 人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ (再掲)

根拠資料 3-3-2-1 : 法曹専攻におけるシラバス作成のためのガイドライン

根拠資料 3-3-2-2 : 法曹専攻における成績評価に関するガイドライン

根拠資料 3-3-2-3 : 2025 年度開設授業科目シラバスチェック一覧表

根拠資料 3-2-1-4 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/> (当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム) (再掲)

分析項目 3-3-3 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること

法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目については、法律基本科目の履修状況に応じた適切な時期に開講されている。

根拠資料 3-2-1-1 : 筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針 (再掲)

根拠資料 3-2-1-2 : 人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ (再掲)

分析項目 3-3-4 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法 (公法系) 及び国際関係法 (私法系) の全てを開設するよう努めていること

展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)および国際関係法(私法系)の全てを開設するよう、他大学開講科目も含めて努めていることを、開設科目一覧表で確認している。

根拠資料 3-2-1-4 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/> (当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム) (再掲)

分析項目 3-3-5 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること

法曹専攻が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていることを開設科目一覧表で確認している。

根拠資料 3-2-1-4 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/> (当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム) (再掲)

分析項目 3-3-6 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること

各授業科目の到達目標が法科大学院にふさわしい水準であるとともに、授業科目の内容

が到達目標に適したものであることを、シラバス等から確認している。

根拠資料 3-2-1-1：筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針（再掲）

根拠資料 3-2-1-2：人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ（再掲）

根拠資料 3-3-2-1：法曹専攻におけるシラバス作成のためのガイドライン（再掲）

根拠資料 3-3-2-2：法曹専攻における成績評価に関するガイドライン（再掲）

根拠資料 3-3-2-3：2025 年度開設授業科目シラバスチェック一覧表（再掲）

根拠資料 3-3-6-1：成績評価検証リスト

根拠資料 3-3-6-2：成績関係書類チェックリスト（修正版）

根拠資料 3-2-1-4：<https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/>（当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム）（再掲）

分析項目 3-3-7 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること

段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていることを確認している。

根拠資料 3-2-1-3：2025 年度「履修ガイド」（再掲）

根拠資料 3-2-1-4：<https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/>（当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム）（再掲）

基準 3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

以下 3-4-1 から 3-4-9 までの分析項目記載の現況は、申合せ 3 条(3)および(12)のうち上記分析項目に対応する各基準を満たしている。

分析項目 3-4-1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

シラバスにより、授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法および内容が学生に対して明示されている。

根拠資料 3-2-1-4：<https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/>（当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム）（再掲）

分析項目 3-4-2 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること

授業の内容および方法等が、大学設置基準等各設置基準、とりわけ専門職大学院設置基準第 8 条、第 10 条第 1 項、第 20 条の 5 の規定を満たしており、それらが学生に対して明示されていることを、シラバスから確認している。

授業の方法について、授業科目の性質および到達目標に応じて、講義・演習のいずれの形態で実施するのかを組織として明確に定めていることを、開設科目一覧表で確認している。

対面授業と録画配信授業が適切に選択されていること、集中講義については 1 日に 75 分授業を 6 コマ以上開設するような過度の詰め込み型にならない時間配分になっていることをシラバス等により確認している。また、録画配信授業については、双方向性・多方向性が確保されているのかを確認している。

なお、令和 6 年度実施法科大学院認証評価報告書において、学位授与機構から下記の「改善を要する点」①ないし③を指摘された。

- ① 専任教員以外の教員に対し、授業実施前に…成績評価に関する法科大学院としての統一された方針に基づく考え方についての指導や周知が十分とはいえない（基準 1-2）
- ② 授業の方法については、組織的に統一された方針を明確に定め、その方針の範囲内において各担当教員の裁量により授業が実施されることが必要である。（基準 3-4）
- ③ 一部の録画オンデマンド方式の授業では、当該授業を行う教員等により毎回の授業終了後あわせ行われるべき適切な方法による指導については、毎回の授業の実施後すみやかに行われていなかったが、令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において、授業動画等の視聴期限を定め、期限終了後すみやかに適切な方法により指導を行うことが明記された「法曹専攻における遠隔（リモート）授業等の実施方法について（内規）」の改定版が策定されたことを踏まえ、単位互換協定により他大学に提供する場合の授業科目の実施も含めて同内規に則して授業を実施することが必要である。また、対面授業を録画しその録画の視聴をもって授業の出席に替える措置をとる場合も同内規に則して対応することが必要であることに留意すべきである。（基準 3-4）

上記「改善を要する点」①ないし③についての対応状況は、以下のとおりである。

《上記①につき》第 99 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和 7 年 6 月 4 日開催）において、「筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針」および「教員用ガイド」を新たに策定し、授業開始前に専任教員以外の教員に対し送付することとした。

《上記②につき》第 99 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和 7 年 6 月 4 日開催）において「筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、

授業実施方法および成績評価に関する方針」を議決した。

《上記③につき》令和7年度春 A モジュール開始の全科目の担当教員から「令和7年度のオンデマンド方式のご活用について」の回答箇所の提出を求めることとした。

根拠資料 3-2-1-4 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/> (当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム) (再掲)

根拠資料 3-4-2-1 : 令和7年度のオンデマンド方式のご活用について

根拠資料 3-4-2-2 : オンデマンド回答一覧

根拠資料 3-4-2-3 : 第99回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議(令和7年6月4日開催)議事要旨

根拠資料 3-2-1-1 : 筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針(再掲)

根拠資料 3-4-2-4 : 教員用ガイド

根拠資料 3-4-2-5 法曹専攻における遠隔(リモート)授業等の実施方法について(内規)

分析項目 3-4-3 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること

授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていることを確認している。

根拠資料 3-2-1-1 : 筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針(再掲)

根拠資料 3-2-1-2 : 人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ(再掲)

根拠資料 3-3-2-1 : 法曹専攻におけるシラバス作成のためのガイドライン(再掲)

根拠資料 3-3-2-2 : 法曹専攻における成績評価に関するガイドライン(再掲)

根拠資料 3-3-2-3 : 2025年度開設授業科目シラバスチェック一覧表(再掲)

根拠資料 3-2-1-4 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/> (当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム) (再掲)

分析項目 3-4-4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること

1つの授業科目の受講者が、科目等履修生も含め50名を上回っていないことを確認している。

同時に授業を行う学生数が5名以下の授業科目については、当該授業科目の教育効果が

十分に上げられるものとなっていることを、シラバスや授業録画の視聴により確認している。

分析項目 3-4-5 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に基づく大学の定めに則したものとなっていること

授業時間数の定めが適切であって 75 分授業 10 回で 1 単位とされていることを、時間割表などから確認している。

根拠資料 3-2-1-4 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/> (当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム) (再掲)

分析項目 3-4-6 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間も含め、35週確保されていること、並びに、各授業科目の授業期間が集中講義を除きモジュール単位で決定されていることを確認している。

根拠資料 3-2-1-4 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/> (当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム) (再掲)

分析項目 3-4-7 各授業科目の授業期間が、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間にわたるものとなっていること。

各授業の授業期間は、1モジュール(5週)ごとに、5週、10週、15週にわたるものとなっている。

根拠資料 3-2-1-4 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/> (当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム) (再掲)

分析項目 3-4-8 履修登録の上限設定の制度(CAP制)が設定され、関係法令に適合していること

人文社会ビジネス科学学術院に置く研究群及び専攻における教育課程細則(根拠資料 3-4-8-1) 14条で履修科目登録単位数の上限が設定されており、登録単位数上限数を超えた履修がなされていないことを本学教学情報共有システム TWINS および他大学科目の履修願の認容状況によって確認している。

根拠資料 3-4-8-1 : 人文社会ビジネス科学学術院に置く研究群及び専攻における教

育課程細則

分析項目 3-4-9 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること

有職社会人学生の通学を可能とするため、授業は、補講も含め、原則として月曜日から金曜日の夕刻(18:20~21:00)および土曜日(10:20~19:15)に行われていることを確認する。また、録画配信授業および科目特性上の特段の事情のある場合を除き、オンライン同時配信がなされていることを確認している。

純粋未修者の学修を支援するための科目(具体的には、基礎ゼミ I・基礎ゼミ II)の受講者数・受講者の成績状況・授業アンケート結果を確認することで、当該科目の教育効果を検証している。

同時オンラインや録画配信科目の有用性について学生に対するアンケート結果の検証を行っている。また、録画配信科目の GPA が対面授業の実定法基礎科目(必修科目)の GPA と遜色ないものになっていることを確認している。

個別型チューターゼミ参加者の司法試験合格状況を分析することにより、個別型チューターゼミの効果を検証している。

なお、教育課程連携協議会において、下記の指摘がなされた。

チューターゼミは個別対応を行っているか、司法試験合格率の影響如何。

上記指摘についての対応状況は、以下のとおりである。

個別対応のチューターゼミを導入している。一方で質の確保については検証の必要がある。なお司法試験合格者のなかでは、チューターゼミの利用率が高い。

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

以下 3-5-1 から 3-5-7 までの分析項目記載の現況は、申合せ 3 条(4)のうち上記分析項目に対応する各基準を満たしている。

分析項目 3-5-1 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

成績評価基準を組織として定めておりその基準が学修成果の評価の方針と整合性があること並びに各科目の成績がこの基準に従ってつけられていることを確認している。

成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標の定め方についての認識が教員間で共有さ

れていることを確認している。

なお、令和6年度実施法科大学院認証評価報告書において、学位授与機構から下記の「改善を要する点」を指摘された。

一部の授業科目では、シラバスの到達目標の明確性を欠く科目や授業の最終回に小テストが実施されるなど授業外学習時間について適切に配慮がされていないものが認められることから、組織的なシラバスチェックが十分に行われていない。令和6年11月の法曹専攻教育会議において、「法曹専攻におけるシラバス作成のためのガイドライン」および「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、本ガイドラインに則して令和7年度以降のシラバスについて十分かつ適切にシラバスチェックを実施することが必要である。(基準3-3)(基準3-4)

上記「改善を要する点」についての対応状況は、以下のとおりである。

令和7年度シラバスの公開に先立ち同年2月に実施したシラバスチェックに当たっては、全科目担当教員に対しシラバスチェックリストの提出を依頼した(根拠資料3-3-2-3および3-5-1-1)。

さらに、教育課程連携協議会において、下記の指摘がなされた。

司法試験のCBT化への具体的な対応と準備に遺漏なきようされたい。

上記指摘についての対応状況は、以下のとおりである。

司法試験実施方法やアプリケーションの準備・確定状況を踏まえ、学生からの意見を参考にしつつ、期末試験の方法、費用負担、授業内容について適宜検討する。

[根拠資料3-3-2-3：2025年度開設授業科目シラバスチェック一覧表\(再掲\)](#)

[根拠資料3-5-1-1：支援室からの全非常勤講師宛メール「シラバスチェックリスト提出のお願い」](#)

分析項目3-5-2

成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること

成績評価基準を学生に周知していること、並びに、成績評価に当たり期末試験・期末レポート以外の考慮要素が加味される場合についてはその意義や評価における割合等について学生に周知していること、以上について変更がないことをシラバスによって確認している。学生に周知されていることがシラバスで確認できない場合は、授業内での配布資料・授業録画によって確認している。

根拠資料 3-2-1-4 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/> (当専攻ウェブサイト>開講科目・カリキュラム) (再掲)

分析項目 3-5-3 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること

成績評価の検証が、授業担当教員以外の教員によって、検証基準を示したシートに基づいてなされていることを確認している (根拠資料 3-3-2-2 および 3-3-2-3)。

なお、令和 6 年度実施法科大学院認証評価報告書において、学位授与機構から下記の「改善を要する点」を指摘された。

一部の授業科目の平常点評価において「感想文」が考慮要素に含まれるものや、授業態度の点数を基準点からの増減により評価されていることで結果的には出席点に相当する疑念があるものが認められるなど、成績評価基準が客観的かつ厳正に評価されるものとなっていないものがあり、また、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることに対する組織的な確認が十分に行われていない。「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、同ガイドラインに則して専任教員による組織的な成績評価の確認を実施することが必要である。(基準 3-5)

上記「改善を要する点」についての対応状況は、以下のとおりである。

令和 7 年度春 AB モジュール期末試験後の成績評価のダブルチェック実施に活用するため、第 99 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議 (令和 7 年 6 月 4 日開催) において「成績評価検証リスト」「成績関係書類チェックリスト (修正版)」を策定した。

根拠資料 3-3-2-2 : 法曹専攻における成績評価に関するガイドライン (再掲)

根拠資料 3-3-2-3 : 2025 年度開設授業科目シラバスチェック一覧表 (再掲)

根拠資料 3-4-2-3 : 第 99 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議 (令和 7 年 6 月 4 日開催) 議事要旨 (再掲)

根拠資料 3-3-6-1 : 成績評価検証リスト (再掲)

根拠資料 3-3-6-2 : 成績関係書類チェックリスト (修正版) (再掲)

分析項目 3-5-4 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済

措置ではないと認められるよう実施がなされていること

追試験については、受験者が不当に利益・不利益を受けることのないよう、受験資格が事前に明示され厳格に運用されていること、設定された追試験日が本試験日から大きく隔たっていないこと、追試験の形式が本試験と同様であり追試験の内容が本試験とほぼ同レベルであることを確認している。再試験を実施していないことを確認している。

根拠資料 3-2-1-2：人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ（再掲）

分析項目 3-5-5 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

成績に関する照会・異議申立て制度が組織的に設けられていること、これらの手続が学生に明示されていることを確認している。なお、「2025 年度履修ガイド」（根拠資料 3-2-1-3）につき、学生は、当専攻学内専用サイトで閲覧可能。

根拠資料 3-3-2-2：法曹専攻における成績評価に関するガイドライン（再掲）

根拠資料 3-2-1-3：2025 年度「履修ガイド」（再掲）

分析項目 3-5-6 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

法学既修者としての単位の免除が、専門職大学院設置基準第 22 条および第 25 条に従い定められていることを確認している。

根拠資料 3-2-1-2：人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ（再掲）

分析項目 3-5-7 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認している（「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ」）。

根拠資料 3-2-1-2：人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教務に関する申合せ（再掲）

基準 3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

以下3-5-1から3-5-7までの分析項目記載の現況は、申合せ3条(4)のうち上記分析項目に対応する各基準を満たしている。

分析項目3-6-1 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること

ディプロマポリシーが定められていることを確認している。その際、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識およびその応用能力のみならずその基盤の上に涵養される将来の法曹としての実務に必要とされる学識等に係る記述が含まれていること、法科大学院が養成しようとする法曹像と適合していること、法科大学院における学修成果が具体的かつ明確に示されている。

根拠資料 1 - 1 - 1 - 2 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/11/ca0f0c406ba359bf3ec4bf98fe029e20.pdf> (当専攻ウェブサイト>基本理念>筑波大学法科大学院 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー) (再掲)

分析項目3-6-2 修了要件を学生に周知していること

根拠資料3-2-1-3を通じ修了要件が学生に周知されている。

根拠資料3-2-1-3:2025年度「履修ガイド」(再掲)

分析項目3-6-3 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること

各年度の2月度の法曹専攻教育会議において、修了見込み者全員につき、修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施している。

根拠資料3-6-3-1:第114回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議(令和8年2月18日)議事次第〔審議事項〕(4)

基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること

以下3-7-1および3-7-2の各分析項目記載の現況は、申合せ3条(8)のうち上記各分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目3-7-1 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること

当専攻の専任教員の授業負担は原則として 6 単位である（例外的に学内の他の教育組織が開設する若干の単位数の授業を兼任する場合がある。）。また当専攻の専任教員が他大学の兼任講師として勤務するためには兼業許可を求めなければならないが、これは人文社会ビジネス科学学術院長及び法曹専攻長の決裁事項とされているため、他大学での勤務が過度にわたらないようチェックがなされている。

分析項目 3-7-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

当専攻の専任教員のうち教育又は研究上極めて顕著な業績を有する者として認めた者で 6 年以上継続して勤務した者又は勤務することが見込まれる者（満 35 歳以下の者にあっては、3 年以上とする）には、相当の研究専念期間が与えられている（根拠資料 3-7-2-1）。なお、令和 6 年 9 月より 1 人の教員が研究専念期間を取得している。

[根拠資料 3-7-2-1：_国立大学法人筑波大学大学教員のサバティカル制度の実施に関する規程](#)

領域4 学生の受入及び定員管理

基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

以下4-1-1から4-1-3までの各分析項目記載の現況は、申合せ3条(6)のうち上記各分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目4-1-1 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること

根拠資料1-1-1-2(再掲)に掲載されたアドミッション・ポリシー(入学者選抜方針)において、「社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供し得る能力を有する者。」が「求める人材」であることが示されている。

根拠資料1-1-1-2 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/11/ca0f0c406ba359bf3ec4bf98fe029e20.pdf> (当専攻ウェブサイト>基本理念>筑波大学法科大学院 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)(再掲)のうち「アドミッション・ポリシー(入学者選抜方針)」

分析項目4-1-2 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること

アドミッション・ポリシーにおいて、筆記試験により「理論的に分析する能力や社会人経験を通して獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能を結び付けてリーガル・サービスを提供し得る能力の有無を判断するため、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を適確に評価できる問題を出題」すること、口述試験により「論理的思考力や法曹になるための資質、高い志、熱意の有無等を評価」すること、また、書類審査により「将来のリーガル・サービス提供の能力に資する知識・経験・技能の有無、リーガル・サービス提供に向けた意欲および能力の有無を判断するため、出願時の提出書類に記載された、大学学部等での成績、顕著な語学資格、各種資格、志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由を評価」することが示されている。

根拠資料1-1-1-2 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/11/ca0f0c406ba359bf3ec4bf98fe029e20.pdf> (当専攻ウェブサイト>基本理念>筑波大学法科大学院 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッシ

ョンポリシー) (再掲) のうち「アドミッション・ポリシー (入学者選抜方針)」

分析項目 4-1-3 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること

法学既修者に求める学識については、筆記試験において「法的な知識及び技能に基づいてリーガル・サービスを提供し得るために必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを適確に評価できる問題を出題」することが、書類審査において「法律関係試験等の結果」が評価されることが示されている。

根拠資料 1-1-1-2 : <https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/11/ca0f0c406ba359bf3ec4bf98fe029e20.pdf> (当専攻ウェブサイト>基本理念>筑波大学法科大学院 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー (再掲) のうち「アドミッション・ポリシー (入学者選抜方針)」

基準4-2 学生の受入が適切に実施されていること

以下4-2-1および4-2-2の各分析項目記載の現況は、申合せ3条(6)のうち上記各分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目 4-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

「筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻入試委員会規程」により、当専攻には、入学者受け入れに係る業務を行うために入試委員会が設けられ(1条)、入試委員会は、「入学試験の出題及び採点に係る組織に関する事項」や「入学資格に関する事項」など、入試に関する事項を審議し、必要な事項を処理することとしているが(2条)、これら入試に関する重要事項については、当専攻のすべての専任教員から構成される「専攻教育会議」に諮り、そこでの決議を経て決定している。最終合格者等については、人文社会ビジネス科学学術院運営委員会で承認を得ることになるが、その際には専攻教育会議の決定が尊重される運用がなされている。

入学者選抜は2段階で行い、第1次試験合格者のみ第2次試験の受験資格がある。筆記試験、口述試験、書類審査の評価配分については、法学未修者コースは4:1:1、法学既修者コースは、4.5:1:1とし、これを総合的に評価して最終合格者を決定している。

第1次試験について、法学未修者コースについては、筆記試験(論文)の点数により第1次試験の合格者を決定する。なお、筆記試験は、「読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を適確に評価できる問題を出題」し、法律の専門知識を問うことはしていない。法学既修

者コースについては、筆記試験（法律科目論文試験）の点数により第1次試験の合格者を決定した。なお、筆記試験は公法（憲法）、民事法（民法・民事訴訟法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）の各分野について、「法的な知識及び技能に基づいてリーガル・サービスを提供し得るために必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを適確に評価できる問題を出题」した。

第2次試験について、口述試験は、いずれのコースも、設題に基づく問答等を含む個別面談により、「論理的思考力や法曹になるための資質、高い志、熱意の有無等を評価」している。書類審査は、いずれのコースも、「出願時の提出書類に記載された、大学学部等での成績、顕著な語学資格、各種資格、志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由を評価」しているが、法学既修者コースについては、「法律関係試験等の結果」も評価対象としている。

当専攻では、筆記試験・口述試験・書類審査の結果を総合的に評価して最終合格者を決定している。これにより、「法科大学院法学未修者選抜ガイドライン」に即して、「入学者の適性を適確かつ客観的に判定する」ための「適切な組合せによって試験を実施」している。

また、論文試験においては、「読解力を判定するための長文読解の要素を含め、かつ、少なくとも合わせて1,000字程度の記述を求め」、口述試験においては、「学習意欲や協調性、豊かな人間性などの資質を判定する」人物審査に加えて、「法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定」するための「コミュニケーション能力等を判定し、書類審査においては、「学部成績、活動実績、保持する学位、志望理由・自己評価、能力証明資料（語学試験や各種資格試験の成績（法律学に関するものを除く））その他の受験者の能力を適確かつ客観的に判定するために参考となる資料）等を総合的に評価することにより、人物審査の要素も含めて多様な観点から受験生の資質を評価するよう努め」している。

書類審査において、「出願時の提出書類に記載された、大学学部等での成績、顕著な語学資格、各種資格、志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由を評価」しており、「法律関係試験等の結果」は評価対象としていない。

当専攻は、社会人を対象とした夜間法科大学院であり、そのような法科大学院としての特性から、出願資格において「社会人」であることを原則的に求めている。「社会人」とは、フルタイムで働く被用者である者・被用者であった者又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を営んでいる者・営んでいた者、あるいは自営業を営んでいる者・営んでいた者を指している。この「社会人」の定義自体に多様性が含まれているが、加えて、顕著な語学資格や各種資格等を評価対象とすることにより、その幅を広げている。なお、大学等の在学学生についても、当専攻入学時に社会人となる見込みの者は、社会人に準ずるものとして出願資格を付与しているが、入学者選抜のなかで、社会人と同様、顕著な語学資格や各種資格等、また在学時の社会的活動の経験等を求めている。

試験日程は、日曜日又は祝日に設定し、「社会人」が受験しやすいよう配慮している。

なお、「社会人」経験としては10年程度を想定しているが、アドミッションポリシーに従い、社会人経験を通して獲得した知識・経験・技能や今後の学修計画について、口述試験や書面審査により聴取することで、適性を個別具体的に判断している。

「身体が不自由であるなどにより、受験の際に配慮を必要とする者」について、「本人の希望及び障害の程度により本学大学院で検討し、受験に際し配慮を行う場合」がある。試験時間の延長やPC受験など、ほぼ毎年、特別措置を行った実績がある。

根拠資料1-2-2-8 (再掲)のうち筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻入試委員会規程

分析項目4-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

入試委員会において、入試結果を検証している。議論の結果は、年度末に作成される「入試総括」に反映した上で「教育課程連携協議会」において報告し、そこでの指摘事項を踏まえて改善策を検討している。

例えば、「教育課程連携協議会」において、司法試験合格見込みの低い学生への対応として「入試における合格基準の引き上げが必要ではないか」との意見に対しては、募集定員内での未修者コースと既修者コースとの割合を変更することが考えられる。また、試験問題を工夫することで学力上位層を選抜すべきとの意見もあったが、とくに未修者コースについては、法律の専門知識を問う問題は出題できないため、選抜が非常に難しい。他方で、社会人が夜間に履修可能な他の法科大学院への進学を理由に当専攻の入学を辞退する者がいる理由についての質問もあったが、昼間も履修可能であるなど教育方法の選択肢が多いと推測され、当専攻の現在の教育体制では対応は困難である。

基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

以下4-3-1および4-3-2の各分析項目記載の現況は、申合せ3条(6)のうち上記各分析項目に対応する基準を満たしている。

分析項目4-3-1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

当専攻の収容定員は108人であるが、出願資格として職歴要件を求めているため、ほとんどの学生が有職社会人であり、職務の都合等から長期履修者や休学者が多い。また、令和5年度までは、新型コロナウイルス感染症対応のため、全学的に休学開始時期の遡及や休学期間を在籍期間に組み入れない特別措置が執られた。そのため、在籍者数および割合は、令和5年度が139人・129%、令和6年度が133人・123%、令和7年度が131人・121%となり、

適正な数となっていない。しかし、長期履修学生の在学者数を算定し、これをもとに長期履修分を控除した実質的な在籍者数を求め、そこから新型コロナウイルス感染症対応の休学を利用した者を除くと、令和5年度は112人・104%となる。もっとも、特別措置が終了した後は、令和6年度が128人・117%、令和7年度が127人・118%となり、実質的な在籍者数を元にしても、収容定員の110%を上回っており、また、3年以上にわたり100%を上回っているため、適正化が必要である。

当専攻では、在籍者数の適正化を図るため、いったん退学した者を退学時の学年に受け容れる再入学制度を導入している。同制度により、休学による在籍したままの滞留者をいったん離籍させ、実態に即した在籍者数に近づけることが可能となる。

標準修業年限内修了率は47.2%（2023）→50%（2024）であり、留年率は20.8%（2023）→24%（2024）である。他方で、法律基本科目（7法の講義系科目+演習系科目〔総合演習系を含む〕：33科目）のD評価割合の平均は、令和5年度で19.24%、同6年度で20.00%と漸増であり、留年率上昇が授業に起因しているとは評価し難いと考えられる。

分析項目4-3-2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

当専攻の入学定員は36名であるが、入学定員に対する実入学者の割合が50%以下であったことはなく、平成25年度を除いて90%以上の割合を維持している。それゆえ、入学者数が10名を下回ったこともない。また、競争倍率についても、平成27年度入試以降は2倍を下回ったことはなく、過去3年間は6倍を上回っている。

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

以下5-1-1の分析項目記載の現況は、申合せ3条(10)の基準を満たしている。

分析項目5-1-1 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること

法曹専攻が管理運営する講義室(3)、演習室(4)、自習室(1)、図書館(1)について、専攻の運営に必要なとされる種類、規模、質および数を有することは、令和6年度に当専攻が受審した法科大学院認証評価において既に確認されており、また、その時から特段の事情変更は見られないことが確認されている。

自習室ないし大塚図書館の開館状況(自習室は1年間無休かつ24時間利用可能。大塚図書館については、年始年末などの定休日を除き、平日は大方10時~21時、土曜日は10時~19時50分、日曜日は10時~18時まで開館している。)、あるいは、同図書館が保有する法学系書籍(総数:25425冊、うち和書:19017冊、洋書:6408冊)ないし法学系雑誌数(総数:484種、うち和雑誌:358種、洋雑誌:126種)について、学生および教員等の利用に支障がないように配慮されていることが確認されている。

基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

以下5-2-1から5-2-3までの各分析項目記載の現況は、申合せ3条(7)の基準を満たしている。

分析項目5-2-1 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

入学前の12月に行っている入学前ガイダンスは、2日間に渡って行い、教務委員長から履修ガイドを基に丁寧に入学後の履修方法について説明し、質疑にも応答した。また、同ガイダンスにおいては、チューター2名からのガイダンスを実施し、また、直近の司法試験合格者3名も参加して、大学院での勉強方法や仕事との両立の方法等について実体験を交えて伝えるとともに、入学予定者からの多様な質問にも対応して、入学後の不安を払拭するように努めた。

学生の担任教員は、特にGPA1.5未満の成績不審学生に対し、学生が作成した学生調査

票に基づき学修方法の相談と指導を実施するとともに、休学や復学などの学籍異動の際には、担任教員への事前相談を必須として、そのなかで現状の生活状況や勤務状況などの相談にも適時に対応した。こうした学生からの相談の結果については、担任教員が、学習管理システム (manaba) 上の学生カルテに記録を残し、全専任教員間でも共有することによって、担任教員のみならず、専攻全体で各学生の情報把握を可能とし、全学生がより充実した学生生活を送れるような体制作りを専攻として行っている。

また、学生同士の自主ゼミに対し、学生からの要望に応じて、多くの専任教員がアドバイザーとして学生指導に日々尽力している。

チューターゼミは、各科目別のゼミのほか、学生グループに個別対応するゼミも引き続き行っている。その結果、チューターゼミ参加学生の学修成果が司法試験合格の結果としても顕著に表れており、令和7年司法試験合格者12名のうち、11名がチューターゼミを利用していた。

学生向けに毎年度発行する「履修ガイド」において、全専任教員のオフィスアワーが明記され、学生に周知されている。

毎年度、前期（4月から9月）は1月頃、後期（10月から3月）は8月頃に、当大学院のウェブサイト上と学内ウェブ掲示板で法曹学修生の募集要項を告知し、2025年度の前期は20名、同年度後期は11名が法曹学修生として採用され、学内施設や自習室を積極的に利用している。

また、2024年から2025年にかけて3回、主に修了生への学習支援を目的として、学内の短答式模擬試験を実施した。

[根拠資料5-2-1-1：入学前ガイダンス次第](#)

[根拠資料5-2-1-2：学生調査票（様式）](#)

[根拠資料3-2-1-3：2025年度「履修ガイド」（再掲）](#)

[根拠資料5-2-1-3：第112回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和8年2月18日）次第（再掲）および資料12](#)

分析項目5-2-2 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること

学生の生活支援としては、筑波大学として、「筑波大学キャリア支援チーム」を設置し、同チームが主催する各種イベントや個別相談などを通じ、大学ならではの進路選択および就職支援を行っており、学生にはウェブサイト（根拠資料5-2-2-1）において案内をしている。

また、学生の心身の健康等に関する支援については、筑波大学として、「保健管理センター」を設置し、①学生の定期健康診断や保健指導、②学生の急病等に対し応急診療および救急処置、③学生の健康相談、④学生のメンタルヘルスに関する相談、診療および企画等を実

施し、学生にウェブサイト（根拠資料5-2-2-2）で案内をしている。

学生の経済支援制度については、当専攻には、優秀な学生の修学継続を容易にするための奨学援助の一環として、入学金・授業料の全部又は一部の免除もしくは徴収猶予の制度がある。その要件については当専攻学内掲示板に掲載している。また、学外の奨学金制度である独立行政法人日本学生支援機構の奨学金についてもその募集要項について告知している。さらに、提携金融機関(第一勧業信用組合)の専用ローンを紹介している。さらに法学未修者コース、法学既修者コースともに専門実践教育訓練給付制度の利用が可能であるため、学内掲示板を利用して学生に周知している。

筑波大学として、障害学生支援に関する憲章、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定し、障害のある学生への修学支援の組織としてヒューマンエンパワーメント推進局(BHE)アクセシビリティ支援チームを設け、支援に関する方針の検討、全学的な環境整備に関する審議等を行っている。

このBHEアクセシビリティ支援チームでは、障害学生の修学支援に関する相談窓口として、各教育組織および事務組織との連携を密にしながら、全学に平等にいきわたる支援体制を作っている。

法曹専攻においても、2024年度に重度の身体障害者が入学したことから、BHEアクセシビリティ支援チームと連携しながら、学生からの希望に沿うべく、授業間の待機用の個室を準備したり、期末試験については解答時間や答案作成の方法について特別に配慮する方法を継続したりするなど、法曹専攻全体として支援体制を築いて対応してきた。

根拠資料5-2-2-1：<https://syushoku.sec.tsukuba.ac.jp/career/>

根拠資料5-2-2-2：<https://www.hokekan.tsukuba.ac.jp/>

分析項目5-2-3 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

大学全体としてハラスメント相談体制を整え、ハラスメント事案が発生した場合には、ハラスメント防止対策委員会において対応する体制を全学的に整えているほか、法曹専攻のある筑波大学東京キャンパス文京校舎にはハラスメント防止対策委員会東京キャンパス支部が設置されており、東京キャンパス内で生じた各種ハラスメントに適時に対応できる態勢が整備されている。

根拠資料5-2-3-1：国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

根拠資料5-2-3-2：国立大学法人筑波大学ハラスメント防止等のためのガイドライン